

- ◆この保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単
位老人クラブです。
- ◆全国老人クラブ連合会が契約者となり、各単位老人クラブで取りまとめて申し込む団体保険です。個人での加入手続
きはできません。
- ◆新規加入をご希望、ご検討の際は、クラブで担当者を決めて全老連「保険係」まで資料をご請求ください。
〔資料請求受付期間〕【傷害保険】4月始期⇒1/4から2月末頃まで、10月始期⇒7/1から8月末頃まで
【賠償責任保険】随時受付中

2023年10月始期
2024年 4月始期版

老人クラブ 傷害保険 〈掛金・補償内容〉

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)。

一部のタイプでは他人の物を壊したり、
他人にケガをさせた場合*1も対象となります。1人1口加入で年齢制限はありません
(複数口加入はできません)。*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象です。

①保険始期月
および保険期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2023年10月	2023年7月15日～9月15日まで	2023年10月1日午後4時から1年間
2024年 4月	2024年1月15日～3月15日まで	2024年 4月1日午後4時から1年間

②掛金タイプと補償内容〔下記◆重要◆と併せてご確認ください〕

補償内容 (保険金額)	タイプ	補償充実 24時間型 クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外)のケガの補償額				活動型 クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)の ケガを補償します。	
		掛金	12,000円/年 (262万円)	8,000円/年 (192万円)	5,000円/年 (185万円)	3,500円/年 (140万円)	1,000円/年
㉞ 死亡保険金(注2) (事故から180日以内)		432万円 (262万円)	277万円 (192万円)	270万円 (185万円)	185万円 (140万円)	85万円	45万円
㉟ 後遺障害保険金(注3) (事故から180日以内)		170万円 (-)	85万円 (-)	85万円 (-)	45万円 (-)	85万円	45万円
㊱ 入院保険金日額(注4) (事故から180日以内、30日限度)		6,600円 (2,600円)	3,700円 (1,700円)	3,600円 (1,600円)	2,200円 (1,200円)	2,000円	1,000円
㊲ 通院保険金日額 (事故から180日以内、30日限度)		4,100円 (1,500円)	2,200円 (900円)	2,100円 (800円)	1,250円 (600円)	1,300円	650円
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)		1億円限度					
地震・噴火・津波 危険補償		対象となる保険金 ㉞㉟㊱㊲(注5)					
熱中症危険補償		対象となる保険金 ㉞㉟㊱㊲(注5)					

③〔クラブ活動中とは〕

- 〔所属する単位クラブが予め計画・実施する活動〕および
- 〔市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント〕ならびに
- 〔老人クラブ関係者として他団体の活動〕への参加・往復途上を含みます。
- 事故証明者:単位クラブ関係者、参加した主催老連関係者

◆重要◆

- (注1) 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。
- (注2) すでに支払った後遺障害保険金がある場合の死亡保険金は、すでに支払った金額を控除した残額となります。
- (注3) 後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%～100%が支払われます。
- (注4) 手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (注5) 地震・噴火・津波危険補償、熱中症危険補償はクラブ活動中・活動中以外を問わず24時間対象ですが、補償額は死亡保険金、㊱入院保険金日額、㊲通院保険金日額の下段()内の補償額(活動中以外)の補償額)となります。
- (注6) 1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。

老人クラブ 賠償責任保険 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時*1の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① 対 象 : 単位老人クラブ(全員加入が条件となります)
- ② 保険期間 : 毎年10月から1年間(中途加入可)
- ③ 掛 金 : 1人年額100円(最低引受保険料3,000円)
- ④ 補 償 : 支払限度額1億円

*1 法律上の賠償責任が伴う老人クラブ活動中の対人・対物事故が対象です。往復途上は対象外。

公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から12:00まで (土、日、祝祭日、年末年始除外)
13:00から17:00まで

加入申込書等、資料請求先 **専用FAX 03-3597-8767** お問い合わせ先 **03-3597-8770**

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。
【老人クラブ傷害保険】
老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険・
総合生活保険(傷害補償)
【老人クラブ賠償責任保険】
施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししております。保険約款によりませんが、ご不明な点は、代理店までお問い合わせください。